管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

奈良県人事委員会委員長　岩　本　　平

奈良県人事委員会規則第八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一自治研修所の項中

「

所長	五種
課長	七種

」

を

「

所長	主幹	五種
課長		六種
		七種

」

に改める。

附　則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。